基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十月二十六日開催予定の臨時株主総会及び種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月十五日

沖縄県那覇市港町一丁目一三番一三号

沖縄海陸物流株式会社

代表取締役　宮城　敏雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十五日

福島県いわき市渡辺町泉田字狐塚四一番地の二

いわきミツウロコガス株式会社

代表取締役　國分　信博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十五日

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目三番九号

株式会社アイビックス

代表取締役　井上　正巳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十五日

東京都練馬区豊玉南二丁目一〇番一七号

東日本運送株式会社

代表取締役　髙内　恒行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十五日

東京都千代田区麹町五丁目四番地

コナグラフーズジャパン株式会社

代表取締役　日野　庄弥

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月十五日

長崎県佐世保市白岳町一六六番地一

株式会社微研テクノス

代表取締役　河口　基興

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である潘虹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十五日

東京都文京区本郷三丁目六番六号

慧展信息系統上海有限公司

日本における代表者　潘　虹

限定承認公告

本籍新潟県新潟市南区白根二九一一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　木村　靖平

右被相続人は平成二十八年五月十二日死亡し、その相続人は平成二十八年八月四日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

埼玉県吉川市中川台一二番一〇一号

相続財産管理人　中野ノリ子

限定承認公告

本籍兵庫県西宮市丸橋町八番、最後の住所兵庫県西宮市高木西町二六番二号　ガーデン西宮一〇二号、事務所大阪市北区西天満三丁目六番三五号　f＋BASE　bruno一〇二　島村法律事務所

被相続人　亡　島村　和行

右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年八月三日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

兵庫県西宮市高木西町二三番七号　東京ハウス一三号

限定承認者　島村　夢

大阪市北区西天満二丁目六番八号　堂島ビルヂング三〇六号

右代理人弁護士　髙見　廣

限定承認公告

本籍愛知県豊田市勘八町勘八二七番地一、最後の住所愛知県豊田市栄生町五丁目二〇番地　特別養護老人ホームひまわり邸

被相続人　亡　原田　絹枝

右被相続人は平成二十六年十二月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年八月八日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十五日

奈良市高天町一九―一奈良今西ビル四階

古都の風法律事務所

相続財産管理人弁護士　藤澤　頼人

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年八月十五日

東京都千代田区平河町一丁目五番一五号

株式会社クリード・アジア・インベストメント

代表取締役　宗吉　敏彦

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十九億八千七百万円減少させ、二百四十六億四千二百九十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十八年九月十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第一六五号）

平成二十八年八月十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

東糀谷集合型工場特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十九日

掲載頁　一七七頁（号外第七十号）

平成二十八年八月十五日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

GDP3特定目的会社

取締役　泉部　充

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金のうち、A号優先出資に係る優先資本金の額を金四億八千万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十八年四月二十六日付官報の号外第九十六号八十八頁に掲載されているとおりです。

平成二十八年八月十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

TD・DS特定目的会社

取締役　塩野　光二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十五日付第一七九号四　月二十日付参会第二九号（　八ページ●同日付政府調達第一五二号二四ページ●五　その一）四八ページ●同（その二）七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）